

科学研究費助成事業（科学研究費補助金）研究成果報告書

平成24年 5月10日現在

機関番号：12501

研究種目：基盤研究（C）

研究期間：2009～2011

課題番号：21531011

研究課題名（和文） 虐待・非行の観点を踏まえた長期欠席児童生徒の実態調査：学校の対応ガイドライン作成

研究課題名（英文） Survey Research on Long-term Absent Students Including Assumption of Abused and/or Juvenile Delinquent Cases: Making a Guideline for School Faculty Members

研究代表者

羽間 京子（HAZAMA KYOKO）

千葉大学・教育学部・教授

研究者番号：60323383

研究成果の概要（和文）：本研究は、(1)ある県内の長期欠席児童生徒のうち、家庭の劣悪な社会経済的要因に起因して怠学傾向や非行傾向が見られる「脱落型不登校」（保坂、2000）の実態を調査し、(2)複数の学齢期児童虐待事例検証を再検討した。その結果、長期欠席の中に、虐待が背景に疑われる「危険な欠席」が含まれていることが明らかとなった。本研究では、法的規定を踏まえ、(1)保護者が家庭訪問を拒否するなど学校教職員が接触困難な事例へのアプローチのあり方、(2)学校による対応の限界、(3)学校と他機関連携のタイミング、が考察された。

研究成果の概要（英文）：This research was carried out 1) to survey the actual situation of “dropout type of long-term absent students” (Hosaka, 2000) in a certain prefecture, who show tendencies of truancy and/or delinquency caused by poor socio-economic conditions, and 2) to nationally re-examine the verifications of abused cases during school age.

As a result, there existed “dangerous long-term absent cases” with high suspicion of abused backgrounds. Taking legal stipulations into account, the final discussions were as follows: 1) guidelines on how school faculties should approach difficult cases such as those whose parents refuse visits, 2) the limitations of approach made by the school and faculty members, and 3) when and how the school should cooperate with other institutions.

交付決定額

（金額単位：円）

	直接経費	間接経費	合計
2009年度	1,400,000	420,000	1,820,000
2010年度	1,000,000	300,000	1,300,000
2011年度	700,000	210,000	910,000
年度			
年度			
総計	3,100,000	930,000	4,030,000

研究分野：社会科学

科研費の分科・細目：教育学・特別支援教育

キーワード：長期欠席、虐待、非行、家庭訪問、緊急対応、スクールソーシャルワーク

1. 研究開始当初の背景

不登校、非行などの子どもの問題行動や、虐待、経済的格差など子どもを取り巻く問題は深刻な状況にあり、引き続き教育上の大き

な課題である。これらの子どもの諸問題に対して、早期発見・初期対応が最も可能なのは、義務教育をつかさどる小中学校であり、学校現場では、これまでも様々な施策や対応の試

みがなされてきた。しかし、2004年1月に発覚した、大阪府岸和田市における中学3年の男子生徒に対する1年半に及ぶ保護者による虐待事例では、学校の教職員が長期欠席状態となった同生徒に会うことができず、さらには、学校から虐待の恐れがあるとの連絡を受けていたにもかかわらず児童相談所が家庭訪問をしなかったことから、虐待の発覚が遅れ、重大な事態に至り、大きな社会問題となった。この事件が見られるように、不登校の背景に深刻な虐待が存在する場合や、また、保坂（2000）が指摘するように、長期にわたり学校を欠席する児童生徒の中には、時間をかけ児童生徒の内面の変化を促進するかかわりが求められる事例とともに、すばやい対応が必要な事例が混在している。特に、学校が接触困難な長期欠席の児童生徒には、緊急対応が必要な事例が多く含まれていると考えられる。

しかしながら、小中学校を30日以上連続して休んでいる児童生徒（以下、「長期欠席児童生徒」と記す）のうち、学校あるいは他の機関の職員が接触困難ないし不可能な事例の実態を明らかにした調査研究は、文部科学省（2004）以外になされていない。文部科学省（2004）の調査によると、長期欠席児童生徒のうち、学校の教職員が30日以上会っていない児童生徒は28.2%にのぼり、かつ、学校も他の機関の職員等も会っていない児童生徒は20.2%となっている。しかしながら、同調査では、そのうち、虐待の恐れがある事例や非行傾向のある児童生徒の実態は明らかにされていない。子どもの育ちを保障するためには、長期欠席児童生徒の実態を虐待や非行の観点から踏まえて把握し、学校教職員の対応のあり方を明らかにすることが急務と言える。

2. 研究の目的

上記1の背景を踏まえ、本研究は、不登校、非行、虐待などの子どもを取り巻く諸問題の解決のために、特に長期欠席に着目して、その背景に虐待あるいは非行が並存する可能性を明らかにすることとした。その上で、虐待に対する「学校内の対応の遅れ」（文部科学省、2006）が指摘される中で2008年度から配置が開始されたスクールソーシャルワーカーを含めた学校教職員が対応する際のガイドラインを作成し、複雑化する子どもの問題への教育的対応のより効果的な展開に資することが本研究の最大の目的である。

3. 研究の方法

(1)ある県の複数の市町村教育委員会の協力を得て、2006年度に卒業した小学校6年生633人を対象に6年間の欠席を調査した。同じく、2006年度に卒業した中学校3年生

202人を対象に3年間の欠席を調査した。その上で、地域特性や、学級担任から得た児童生徒の社会経済的状況（就学援助等）を踏まえて、欠席の背景要因を考察した。

(2)上記(1)のうち、1つの市教育委員会の協力を得て、2009年度に年間150日以上欠席した児童生徒について、社会経済的状況を調査した。そして、社会経済的状況が厳しいと判断された事例のうち、前年度も100日以上欠席していた事例について、市教育委員会職員を含めて事例研究を行った。

(3)ある県で、年間15日以上欠席調査を行っている複数の市町村教育委員会の協力を得て、2001年度から2008年度までの欠席を調査した。対象となった小学校は165校で、総児童数は約50,000人であり、中学校は72校で、総生徒数約25,000人である。

(4)接触困難な長期欠席児童生徒（および保護者）に対し、学校教職員がとりうるアプローチに関する議論の前提として、保護者の就学義務とその不履行について法的規定や裁判例を整理し、学校教職員による家庭訪問の法的位置づけとその限界を検討した。

(5)長期欠席児童生徒への支援の一環として教育委員会で行われている家庭訪問相談員事業について、10人以上の家庭訪問スタッフを抱える3市の担当指導主事に面接し、その実情について聞き取り調査を行った。

(6)学齢期児童虐待死亡事例で、地方公共団体による検証報告書が公表され、平成21年5月から平成23年5月までの間にアクセス可能だった4例について、元児童福祉司、児童心理司、スクールカウンセラーなどの参加を得て事例研究を行い、学校教育の観点から再検討した。

(7)地方公共団体による検証報告書が公表されている、保護者による長期監禁事例2例の再検討を上記(6)と同様の方法で行った。

4. 研究成果

(1)ある県の複数の市町村教育委員会の協力を得て実施した、2006年度に卒業した小学校6年生と中学校3年生の欠席調査の結果、30日以上長期欠席では、小学校は3/4以上、中学校は8割以上の児童生徒が、家庭の社会経済的要因を抱えていた。また、小学校は6年時に10日以上、中学校は3年時に10日以上欠席がみられた事例のうち、社会経済的要因を抱えた児童生徒は、小学校では約6割、中学校では3/4以上にのぼ

った。かつて、保坂（2000）は、不登校を大きく二つのタイプ（「神経症型不登校」と「脱落型不登校」）に分類した。このうち、神経症型不登校は、従来からの狭義の「登校拒否」であり、登校しようとしても心理的な理由から登校できないという葛藤状態にあるのが特徴である。一方、「脱落型不登校」は、家庭の劣悪な社会経済的要因に起因して怠学傾向や非行傾向が見られるもので、家庭の養育能力に問題があり、学校に行くための前提ともいえるべき環境が整っておらず、子どもの養育保護という点では児童虐待（ネグレクト）につながる危険性があると指摘されている。本調査の結果、年間 30 日以上長期欠席者の中に相当数の脱落型不登校が含まれていること、また、その予備群である年間 10 日以上欠席者の中にも相当数の脱落型多欠席が含まれていることが明らかになった。

- (2) 1 つの市教育委員会の協力を得て、2009 年度に年間 150 日以上欠席した児童生徒の家庭の社会経済的状況を調査し、社会経済的状況が厳しいと判断された事例のうち、前年度も 100 日以上欠席していた児童生徒の事例研究を行った結果、これらの事例では、学校と保護者との連絡が途絶えがちだったり、学校教職員が児童生徒本人とほとんど会っていないなどの「危険な欠席」が半数以上を占めていることが明らかとなり、福祉スタッフとの連携が急務であることが確認された。
- (3) ある県の複数の市町村教育委員会の協力を得て、2001 年度から 2008 年度までの年間 15 日以上欠席を調査した結果、その出現率は、年間 30 日以上長期欠席と同様に、市町村によって大きく異なっていた。そのうち、ほぼ同規模の市町村で、年間 15 日以上欠席した児童生徒の出現率が大きく異なる 2 市町村の中学校データを比較したところ、同出現率が高い A 市のほうが、①学校規模がより大規模であり、②経済状況（生活保護率等）がより厳しいことが明らかになった。
- (4) 接触困難な長期欠席児童生徒（および保護者）に対し、学校教職員がとりうるアプローチに関する議論の前提として、保護者の就学義務とその不履行について法的規定や裁判例を整理し、学校教職員による家庭訪問の法的位置づけとその限界を検討した。その結果、就学義務不履行による督促については、議論が「不登校」にマスクングされたまま弁別・整理されておらず、本来、出席の督促をすべき相手に督促を行う

ための条件整備がなされていないと考察された。また、学校教職員の家庭訪問は教育活動の一環として位置づけられており、児童虐待の疑いがあったとしても、保護者が住居への立ち入りを拒否し児童生徒に会わせようとしめない場合、教職員は子どもの安全確認まではできないことがその限界として指摘された。

- (5) 10 人以上の家庭訪問スタッフを抱える 3 市について、担当指導主事に面接して聞き取り調査を行った結果、いずれも保護者の要請（承認）を条件としているため、家庭が関わりを拒否する長期欠席児童生徒（上記(2)の「危険な欠席」にあたる）は訪問対象となっていないという問題が明らかになった。また、中学校卒業後の支援の問題や、家庭訪問スタッフが非常勤であることなどの課題も示された。
- (6) 学齢期児童虐待死亡事例で、地方公共団体による検証報告書が公表され、平成 21 年 5 月から平成 23 年 5 月までの間にアクセス可能だった 4 例を、学校教育の観点から再検討した結果、①全例で、転居・転校またはそのどちらかがあった、②3 例では長期欠席があり、保護者が学校教職員の家庭訪問を拒否するなど接触困難だった、ことが明らかとなった。以上から、接触困難な長期欠席児童生徒の事例では、緊急介入が必要な「危険な欠席」が多いとの認識が求められることが改めて確認されるとともに、学校は、転居・転校前の児童生徒の情報を得ていく必要があると指摘された。
- (7) 地方公共団体による検証報告書が公表されている、保護者による長期監禁事例 2 例の再検討を行った結果、両事例ともに、「不登校」という問題にマスクングされ、学校や教育委員会、児童相談所等の諸機関が、虐待（ネグレクト）という認識を持っていなかったことが確認された。

以上の研究成果をまとめると、本研究では、長期欠席児童生徒に対する学校教職員の対応ガイドラインとして、大きく、次の 3 点が指摘される。

- ① まず、学校教職員には、長期欠席児童生徒の中に、虐待（ネグレクト）につながりうる「脱落型不登校」（保坂、2000）が少なからず含まれているとの認識が求められる。
- ② 次に、長期欠席児童生徒への対応を考える際、社会経済的観点からの事例検討が重要であり、また、転居・転校がある場合は、それ以前の情報を学校が得ていく必要がある。
- ③ さらに、接触困難な長期欠席児童生徒で、家庭訪問をしても本人の姿が確認できず、児

児童の安全が確認できない場合は、校長は速やかに教育委員会に通知するとともに、学校または教職員が児童虐待の疑いがあるとして児童相談所等に通告をして、児童の安全確認を図る必要がある。教育委員会は、児童相談所等と連携しながら、保護者に対する就学義務不履行による出席の督促や告発を検討していくことになる。つまり、児童の保護と保護者への出席督促等の措置は、平行して検討されるべきものと考えられる。

わが国において長期欠席児童生徒の実態調査が乏しい中であって、虐待・非行の観点を踏まえて調査研究を行い、長期欠席児童生徒の事例の中には、従来からの狭義の「登校拒否」にあたる「神経症型不登校」だけでなく、「脱落型不登校」が一定数含まれていることを明らかにし、さらに、長期欠席児童生徒の事例を社会経済的観点から検討した上で、「脱落型不登校」の中に虐待につながる「危険な欠席」があること、そこへの注目が求められることを指摘した本研究の意義は極めて高い。また、接触困難な長期欠席児童生徒（つまり、「危険な欠席」）への学校教職員の対応のあり方を、法的根拠を踏まえて、具体的に示した本研究の成果は、学術的及び実践的に先進的であり、かつ、社会的意義が高いものと位置づけられる。

今後は、本研究で言う「危険な欠席」と考えられ、かつ、転居・転校がある事例で、学校が転居・転校以前の情報を得ようとする際に、個人情報保護法の施行に伴い整備された法令下において、どのような問題が生じるのか（あるいはすでに生じているのか）についての慎重な議論の積み重ねが求められるだろう。

5. 主な発表論文等

（研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線）

〔雑誌論文〕（計14件）

- ① Takaoka, K. & Hazama, K.: Psychiatric/Psychological Evaluation of Juvenile Delinquents in Japan: A personal view. *International Medical Journal*, 査読有, 19, in press.
 - ② 羽間京子, 保坂亨, 小木曾宏, 小野寺芳真 (2012): 学齢期児童虐待事例検証の再検討 — 死亡事例について. 千葉大学教育学部研究紀要、査読無、60巻、133-142. <http://mitizane.ll.chiba-u.jp/metadb/up/AA11868267/13482084_60_133.pdf>
 - ③ 小木曾宏 (2011): 子ども虐待の早期発見・早期対応と歯科医師の役割 — 虐待を受けた子どもたちの生命と健康を守るために. 日本学校歯科医会誌、査読無、108号、12-15.
 - ④ 羽間京子, 保坂亨, 小木曾宏 (2011): 接触困難な長期欠席児童生徒（および保護者）に学校教職員はどのようなアプローチが可能か — 法的規定をめぐる整理. 千葉大学教育学部研究紀要、査読無、59巻、13-19. <http://mitizane.ll.chiba-u.jp/metadb/up/AA11868267/13482084_59_13.pdf>
 - ⑤ 伊藤秀樹、堀下歩美、保坂亨 (2011): 家庭訪問相談員による長期欠席（不登校）の児童・生徒への支援 — A県3市の事例より. 千葉大学教育学部研究紀要、査読無、59巻、29-34. <http://mitizane.ll.chiba-u.jp/metadb/up/AA11868267/13482084_59_29.pdf>
 - ⑥ 小木曾宏 (2010): 児童養護施設・児童自立支援施設に入所する児童の現状と支援施策の課題. 季刊社会保障研究、査読無、Vol.45、396-406.
 - ⑦ Hazama, K. (2010): Therapeutic Understanding of Juvenile Delinquency: Close Long-term Observation of a Juvenile Delinquent under Probation. *Japanese Journal of Child and Adolescent Psychiatry*, 査読有, 50 (Suppl.), 23-36.
- 〔学会発表〕（計14件）
- ① 小木曾宏: 施設入所児の非行化への対応. 日本子ども虐待防止学会第17回学術集会、2011年12月3日（つくば国際会議場、筑波）
 - ② 保坂亨、他: 学校に行かない子ども — 「中等教育の連続性/非連続性」という観点から. 日本教育社会学会第63回大会、2011年9月24日（お茶の水女子大学、東京）
 - ③ 保坂亨: 日本における臨床心理学の導入と受容過程 (7) — 児童相談、教育相談の歴史（指定討論）. 日本心理学会第75回大会、2011年9月17日（日本大学、東京）
 - ④ 羽間京子: 虐待を背景に有する女子非行少年の保護観察1例の考察 — 少年院収容が少年にもたらした意味を中心にして. 日本生活指導学会第29回研究大会、2011年9月4日（金沢大学、金沢）
 - ⑤ Ogiso, H.: Issues in Children's Self-Resilience Support Facilities. 16th World Congress of the International Society for Criminology, August 8, 2011 (Kobe International Conference Center, Kobe, Japan)
 - ⑥ Takaoka, K. & Hazama, K.: Psychiatric/Psychological Evaluation of Juvenile Delinquents in Japan. 16th World

Congress of the International Society for Criminology, August 7, 2011 (Kobe International Conference Center, Kobe, Japan)

- ⑦ 羽間京子：保護観察中に身柄拘束された2事例の検討 — 被虐待等の被害者でもある非行少年の保護について. 第51回日本児童青年精神医学会総会、2010年10月29日（前橋商工会議所会館、前橋）
- ⑧ 羽間京子、他：被虐待体験を有する少年保護観察対象者10例の検討 — 安定群と不安定群の比較. 第50回日本児童青年精神医学会総会、2009年10月1日（京都国際会館、京都）

〔図書〕（計7件）

- ① 保坂亨：福村出版. 日本の子ども虐待〔第2版〕. 2011、592ページ
- ② 保坂亨：東京大学出版会. いま、思春期を問い直す — グレーゾーンにたつ子どもたち. 2010、263ページ
- ③ 小林英義、小木曾宏（編著）：生活書院. 児童自立支援施設これまでとこれから — 厳罰化に抗する新たな役割を担うために. 2009、267ページ
- ④ 羽間京子：批評社. 少年非行 — 保護観察官の処遇現場から、2009、186ページ

6. 研究組織

(1)研究代表者

羽間 京子 (HAZAMA KYOKO)
千葉大学・教育学部・教授
研究者番号：60323383

(2)研究分担者

保坂 亨 (HOSAKA TORU)
千葉大学・教育学部・教授
研究者番号：30173579

(3)連携研究者

小木曾 宏 (OGISO HIROSHI)
房総双葉学園・園長、淑徳大学総合福祉学部・非常勤講師
研究者番号：50306388

